



公益財団法人日本アイスホッケー連盟  
倫理委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本アイスホッケー連盟（以下「本連盟」という。）定款第39条及び倫理規程第5条に基づき設置された倫理委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関することを定める。

(審議・所轄事項)

第2条 委員会は、本連盟の倫理に関する次の事項を審議・所管し、理事会に意見を具申する。

- (1) 本連盟の役・職員及び会員の綱紀粛正に関する事。
- (2) 綱紀粛正の周知徹底を図るとともに、必要に応じ調査・審問・事実確認等を行い、その結果を会長並びに倫理委員会委員長に具申する
- (3) 倫理規定の整備、倫理・社会規範意識の啓蒙活動に関する事。
- (4) 通報・相談窓口に関する事
- (5) その他、倫理活動事業の目的達成に必要なこと

(委員)

第3条 委員会に次の委員を置く

- (1) 委員長 1名
- (2) 委員 10名以内

(委員の選任)

第4条 委員長及び委員は、理事会の議決により、会長が委嘱する

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から開始し、本連盟の理事の任期と同じく終了する。ただし再任は妨げない。

(委員会)

第6条 委員長は、委員長及び委員をもって構成し、委員長が招集して、その議長となる。

2. 委員会の議事は、委員長及び委員の合意により決定する。
3. 委員長が必要と認めたときは、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。
4. この規定に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、委員会においてこれを別に定める。



(調査部会及び審問部会)

第7条 倫理委員会は日本アイスホッケー連盟懲戒規程第10条第1項の調査等請求がなされた時は同第12条、第13条の調査部会及び審問部会を組織し、調査部会部会長並びに審問部会部会長を任命する。

2. 調査部会及び審問部会は懲戒規程第14条、15条に基づき調査と審問を行う。

(本規定の変更)

第8条 本規則は、理事会の議決により変更する事が出来る。

附則

この規程は、平成27年9月26日から施行する。

平成28年6月25日一部改訂